# 1 計画策定の趣旨

## <計画策定の背景>

- ○平成 28 年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現することが求められている。
- 〇このため、現行計画(「山形県家庭養育推進計画」H27.3 策定)を全面的に見直し、新たに「山形県社会的養育推進計画」を策定
- <児童福祉法の抜本的改正(H28.6)の理念>
- ○「子どもが権利の主体であること」を位置 付け(法第1条)
- 〇「国及び地方公共団体は、児童の保護者と ともに、児童を心身共に健やかに育成する 責任を負う」と規定(法第2条)
- ○「子どもの<mark>家庭養育優先原則</mark>」を明記(法 第3条の2)

# <新しい社会的養育ビジョン(H29.8)>

- 〇改正児童福祉法の理念に基づく社会的養育 改革の工程と具体的な数値目標
- (1) 市町村を中心とした支援体制の構築
- (2)児童相談所の機能強化と一時保護改革
- (3)代替養育における「家庭養育優先原則」の徹底(里親委託の推進)
- (4)永続的解決(養子縁組)の徹底
- (5)子どもの自立支援の徹底

#### 【里親委託率の目標値】

- 3歳未満 概ね5年以内に75%以上 3歳以上就学前 概ね7年以内に75%以上 学童期以降 概ね10年以内に50%以上
- <社会的養育推進計画策定要領>

(H30.7厚生労働省子ども家庭局長通知)

- 〇策定に当たって踏まえるべき基本的考え方 や留意点のポイント
- (1)在宅での支援から養子縁組、代替養育や自立支援まで一体的かつ全体的に推進
- (2)地域の実情を踏まえつつ、政府の目標を 念頭に置き、数値目標と期限を設定
- (3) 令和元年度末までに新たな計画を策定

#### 【本県の取組状況】

「山形県社会的養育推進計画検討会議」を設置し、計画策定に向け検討中

## 2 計画の概要

#### (1) 基本的な考え方

## 「家庭養育優先原則」の徹底

以下を3本柱として社会的養育の体制整備を推進

「山形県社会的養育推進計画」の概要

- ①「家庭」において心身共に健やかに養育されるよう、在宅支援を推進
- ②「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう養子縁組、里親やファミリーホームへの委託を推進
- ③「良好な家庭的環境」において養育されるよう、 施設の小規模かつ地域分散化(グループホーム 等)を推進

#### 児童相談所の強化

- 〇児童相談所が計画の3本柱をはじめとする施策推進 の中心的役割を果たすとともに、関係機関と連携しな がら社会的養護が必要な子どもの自立を強力に支援
- 〇専門職員(児童福祉司、児童心理司等)を計画的に配置し、児童相談所の体制を強化
  - ①里親養育支援のための児童福祉司を配置
  - ②市町村を支援するための児童福祉司を配置 など

# (2)計画の体系

- 1. 山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み(意見聴取・アドボカシー)
- 3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた山形県の取組み
- 4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の 見込み
- 5. 里親等への委託の推進に向けた取組み
- 6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み
- 7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機 能化・機能転換に向けた取組み
- 8. 一時保護改革に向けた取組み
- 9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- 10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

# (3) 主な取組み

- ① 在宅支援の推進(市町村の子ども家庭支援体制の構築)
- 〇市町村子ども家庭総合支援拠点(※1)及び子育て世代包括支援センター(※2)の全市町村設置を支援
- ※1 子ども家庭支援全般、要保護児童(被虐待児など)等への支援を担当
- ※2 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を担当

#### <市町村子ども家庭総合支援拠点>

【現状】3か所 【目標】35か所(令和4年度まで)

<子育て世代包括支援センター>

【現状】28か所【目標】35か所(令和元年度末)

〔現状は令和元年12月1日現在〕

## ② 里親委託の推進

- 〇乳幼児は、安定した家族関係の中で愛着関係の基礎をつくる時期 であることから、優先的に里親へ委託
- ○学童期以降の子どもは、子どもと里親の双方への丁寧な説明とマッチングに十分な時間をかけながら推進

# 【里親委託率の目標】

年齢区分	現状	令和6年度	令和11年度		
3歳未満(0∼2歳)	40.0%	57. 5%	75.0%		
3歳以上就学前(3~5歳)	42.3%	58. 7%	75.0%		
学童期以降(6~18歳)	15.9%	23. 8%	31.7%		
全 体	20.6%	30. 2%	39.7%		

〔現状は平成 30 年 11 月 1 日現在〕

## ③ 施設の小規模かつ地域分散化の推進

○児童養護施設の「良好な家庭的環境」を確保するため、グループ ホームや小規模グループケアなどの施設の小規模化等を支援

【児童養護施設における目標】

万里及政治版でありる日本						
指標	現状	令和6年度	令和11年度			
定員 (施設の計画値)	233 人	219 人	196 人			
小規模グループケア	51人	54 人	70 人			
グループホーム	1か所6人	6か所 36人	8か所48人			
·		,				

〔現状は令和元年12月1日現在〕

- ④ 社会的養護が必要な子どもの自立支援の推進
- ○代替養育を行っている間から、施設等と連携しながら、学習支援、 自立支援及びアフターケアを充実
- ○各種奨学金や政府の事業、県独自の助成等を活用した支援の充実

# (4)計画の推進期間と見直し

- ○令和2年度から令和11年度までの10年間
- ○前、後期(各5年間)の目標を設定、中間年の令和6年度末に見直し